

特集：障害者差別禁止指針と合理的配慮指針が公表 2

合理的配慮は障害者と事業主の相互理解の中で提供

2016年4月1日に施行される改正法では、障害者を差別的に取扱うことを禁止するとともに、募集・採用時や採用後、職場で働くに当たり存在する支障を改善するための、合理的配慮を提供することを義務付けている。本年3月に公表された2つの指針の内容について紹介する。

データファイル	◆ 2014年9月度 退職金・年金に関する実態調査 29 賃金改定と退職金算定基礎を別建てにする企業が増加傾向 経団連調べ
好評連載	◆ 「組合機関誌」から労働問題を「読む！」 [16] 34 全国労働組合連絡協議会（全労協） ジャーナリスト 吉田典史
	◆ 判例詳解 [164] Y 剣道教室事件 41 剣道教室開設は不正競争防止法違反ではない 実践女子大学非常勤講師 清水弥生
	◆ 続・深める！民法・会社法等の基本理解 [2] 48 職場で生じるメンタルヘルス疾患等から因果関係を理解する AVANCE LEGAL GROUP LPC 代表社員・弁護士 片山雅也
	◆ 税務相談百例 [172] 56 平成27年度税制改正の具体的内容③ 税理士 松岡基子
	◆ 全国ハローワーク探訪 [614] 60 地域から必要とされるハローワークをめざして 滋賀・甲賀公共職業安定所 武田賢一

ニュース	「いじめ・嫌がらせ」の相談6万件超す（厚生労働省・平成26年度の個別労働紛争解決制度の施行状況）／妥結額8235円、アップ率2.52%（経団連・大手賃上げ妥結結果（最終集計））／ADRでは解雇の90%以上が金銭解決（「予見可能性の高い紛争解決システムの構築」に関する調査結果）／労災給付は労基法75条の補償に該当（最高裁が打切補償で解雇制限適用なしと判断）／労働経済指標 22 <労働局 NEWS No.26 > 26
労務相談室	歩合給があるパートの最低賃金／歩合給除いた賃金額で比較するののか 58
編集後記 64